

横浜市救急業務検討委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 27 日消救第 1089 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）別表に規定する横浜市救急業務検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

（審議事項）

第 2 条 委員会の審議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 横浜市の救急業務の充実に関すること
- (2) その他、委員会において、調査・検討が必要と認められる事項

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱した者「以下「委員」という。」をもって組織する。

- (1) 市民
 - (2) 医療関係者
 - (3) 有識者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の代理は、認めないこととする。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を総理する。

（副委員長）

第 5 条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の中から委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員長は、委員会での検討に必要と認めた場合、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員及び委員長が必要と認められる者をもって組織し、委員会から付託された専門的な検討を行う。
- 3 専門部会に、部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会を総理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

- 2 会議を非公開とするときは、委員長は、その旨を宣告するものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者がいるときには、委員長は、傍聴者を会場から退去させるものとする。

(会議の傍聴)

第9条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により傍聴者に入らなければならない。

- 2 傍聴者の定員は、委員長が定めることとし、申し込み先着順とする。
- 3 傍聴者は、会議の運営に関する委員長の指示に従わなければならない。委員長は、これに違反する者に対して、会場からの退去等の必要な命令を行うことができる。

(専門的な知識を持つ者の委員会等の会議への出席)

第10条 委員長は、委員会での検討に必要と認めた場合、他の専門的な知識を持った者の委員会への出席を要請することができる。

2 部会長は、専門部会での検討に必要と認めた場合、委員又は他の専門的な知識を持つ者の専門部会への出席を要請することができる。

(委員会の提言)

第11条 委員長は、適宜、検討の結果をとりまとめ市長に提言するものとする。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、14,000円とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、消防局警防部救急課が行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、この要綱施行後の委員任期については、平成25年3月31日までとする。